

2024年度 高等教育の修学支援新制度 給付奨学金家計急変の申請について

【学部生対象】

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

【制度】

🏠 <家計急変採用－給付奨学金（返還不要） | JASSO>

【申請期間】

2024年4月1日以降に家計が急変した場合、家計急変事由発生から3ヶ月以内に学校への申込みが必要です。

※新入生は、入学前2022年1月以降2024年3月以前の場合は、入学後3か月以内に申込が必要です。

※採用結果は、最短でも3か月後となります。

・出願された書類は全て、日本学生支援機構で審査を致しますので、大学では採用の可否、採用時期はお約束できません。

【家計急変事由】

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。「給付奨学金の家計急変採用に関するQ&A」も参照してください。



https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html

事由	証明書類	家計急変事由の発生日
A：生計維持者の一方（又は両方）が 死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	生計維持者が死亡した日
B：生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難	下記のすべて ・医師による診断書(注3) ・病気休職中であることの証明書(注4)	診断書に記載された就労困難な状況が開始した日
C：生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業（注6参照）の場合に限る。）	・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）(注5)	左記の証明書に記載された離職日
D：生計維持者が 震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書	罹災証明書に記載された罹災の日
E：本人が 父母等による暴力等から避難 するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（注7）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）(注7)	公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日

【授業料等減免額】

🏠 <学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度：文部科学省（mext.go.jp）>

【給付月額】

【申込資格】 下記、すべてに該当・了承した上で申請をしてください。

収入基準	<ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者と、学生本人の家計急変後の年間合計所得見込み額が、収入基準に該当している。 🏠 家計基準はこちらをご確認ください。 <被災・家計急変時の給付奨学金の家計基準 JASSO> ・採用後、直近の所得に変動が無いか3か月毎に審査を受けます。審査結果が出るまでの間は給付が停止される場合があります。また、収入基準を上回った場合も給付は停止されます。 ・「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当していることを確認している。 🏠 こちらで確認をしてください。 <進学資金シミュレーター JASSO>
資産額基準	<ul style="list-style-type: none"> ・学生本人と生計維持者（原則父母）の資産額基準を越えていない。 ・現金や投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券等の合計が2,000万円未満であること。 ※生計維持者が1人のときは1,250万円未満であること。
学力基準	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に休学、留年をしていない方 新入生：全員学修計画書を提出。 2年生：3セメ開始時31単位・4セメ開始時47単位 3年生：5セメ開始時62単位・6セメ開始時78単位 4年生：7セメ開始時93単位・8セメ開始時109単位 ※累計修得単位数が、標準単位数以上の方。全員学修計画書を提出。 ※ただし、標準単位以下の場合、災害、傷病、その他やむを得ない事由があることを証明できる証明書等を提出する事で判断を考慮します。
学費	<ul style="list-style-type: none"> ・学費は春・秋学期分はそれぞれ全額納付することを理解している。 ・授業料等の減免額返還は、支援区分に相当する額を春学期分は10月中旬頃、秋学期分は3月末頃に返金を予定しています。
採用後	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、第一種貸与奨学金の貸与を受けている人は、採用後、現在の貸与月額が調整（減額又は増額）されることを理解している。 🏠 <給付奨学金と併せて利用する第一種奨学金の貸与月額（併給調整） JASSO> また現在、第一種貸与奨学金を受けている場合、採用前に振り込まれていた貸与額は卒業後の返還額に加算されます。 ・3か月に1度、奨学生本人及び生計維持者の経済状況に応じた支援区分の見直しを行い、3か月毎の支援区分を決定する為、経済状況や学力によって給付される内容が常に変動することを理解している。 🏠 <在学中の適格認定（家計） JASSO> ・年3回（4・10・1月）の手続きがあり、手続きを怠ると給付奨学金や、授業料等減免を受けられなくなることを理解している。 ・給付奨学金は、一度採用されたら、休・停止中でも年3回の手続きは必要です。

【その他】

質問等は下記、日本学生支援機構ホームページの「家計急変（給付奨学金）に関するよくあるご質問」を参照のこと。

🏠 <家計急変（給付奨学金） | JASSO>

上記資格を満たしている場合、奨学金窓口にお越しください。簡易面談の上、出願に必要な書類をお渡しいたします。